

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	被災者生活再建支援システムの情報項目の追加等について
--------	----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【諮問】**

◇第 16 条第 1 項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

**【報告】**

◇第 14 条第 1 項（業務委託）

（担当部課：総務部危機管理担当部危機管理課）

## 事業の概要

事業名	被災者生活再建支援システム
担当課	危機管理課
目的	災害の発生時における効率的な建物被害認定調査の実施、当該調査の実施結果に基づく被災者情報の一元管理による迅速な「り災証明書」の発行及び「り災証明書」に基づく都、区等の長期かつ多岐にわたる各種生活再建支援業務（以下「生活再建支援業務」という。）を公平かつ迅速に実施する。
対象者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新宿区民</li> <li>2 新宿区民でない者のうち、大規模災害発生後に新宿区から罹災証明書の交付を受け、被災者台帳に登録された者</li> </ol>
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 これまでの経緯について <p>新宿区は、大規模災害発生時における、建物被害認定調査、罹災証明書発行及び被災者台帳の作成に関する事務を効率的に実施するため、平成 25 年度に東日本電信電話株式会社により開発された『被災者生活再建支援システム』（以下『被災者システム』という。）を導入した。（平成 24 年度第 5 回本審議会及び平成 25 年度第 4 回本審議会・承認）</p> <p>また、『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』の改正により、被災者台帳の作成に関する事務が個人番号利用事務に位置付けられたことを受け、本年度に、特定個人情報保護評価や統合宛名等管理システムの改修を実施した。（本年度第 4 回本審議会・承認及び了承）これにより、被災者台帳作成のために他団体や庁内部署へ情報照会する際に、個人番号を用いることが可能となった。</p> </li> <li>2 今回の情報項目の追加について <p>被災者システムは、平成 28 年に発生した熊本地震の際にも被災自治体で活用され、その際の実例を踏まえて、住民異動情報を管理する機能等を追加した改良版が本年度に開発された。本区としても、今後大規模災害が発生した際の被災者生活再建支援事務をより円滑、迅速に実施するために、被災者システムを当該改良版へと更新することとした。</p> </li> <li>3 諮問・報告の内容について <p>本件は、改良版の機能活用のために、被災者システムに格納する住民基本台帳データ項目の追加をするため、次のことを実施するものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 連携サーバー経由で本区情報システム課から危機管理課が提供を受ける住民基本台帳データ項目の追加のための電算開発（資料 6 2 - 1）</li> <li>② 被災者システムに格納する情報が追加されることに伴う、被災者システム保守委託内容の変更</li> </ol> </li> </ol>

## 件名 被災者生活再建支援システムの情報項目の追加について

保有課(担当課)	危機管理課
登録業務の名称	被災者生活再建支援システムの管理
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 新宿区民全員</p> <p>2 記録項目 住民番号、世帯番号、住民区分、消除フラグ、氏名、フリガナ、通称、通称フリガナ、併記名、併記名フリガナ、世帯主氏名、世帯主フリガナ、住所、方書、従前の住所、前住所方書、転出先の住所、転出先方書、戸籍の表示、性別、生年月日、続柄、 住民基本台帳法第30条の45による区分(住民基本台帳の記載対象となる外国人の区分)、在留資格コード、住民票記載住民年月日、<u>異動事由コード</u>、<u>異動年月日</u>、<u>異動届出年月日</u> ※ 下線は今回追加する項目</p> <p>3 記録するコンピュータ 被災者生活再建支援システム(危機管理課)</p>
新規開発・追加・変更の理由	被災者生活再建支援システムを改良版に更新すると、住民異動情報の把握が簡便になり、今後新宿区において大規模災害が発生した際の被災者生活再建支援事務をより円滑、迅速に実施することができるため。
新規開発・追加・変更の内容	<p>被災者生活再建支援システムに記録するために新宿区ホストコンピューターから連携サーバー経由で取得する住民基本台帳データの項目に、異動事由コード、異動年月日、異動届出年月日の3点を追加する。 これにより、以下の事務改善ができる。</p> <p>1 被災者台帳の利便性向上 自治体等による被災者生活再建支援施策には、発災時に当該自治体に居住していたことを要件とするものがあり、その事実の有無を確認する必要がある。 確認にあたっては、発災時の住民基本台帳データを別途参照する必要があるが、本システムに格納された最新の住基データが「異動事由コード」、「異動年月日」、「異動届出年月日」が追加されたものであれば、当該確認をより迅速に行うことができ、窓口運営を効率化できる。</p> <p>2 罹災証明書発行窓口における本人確認情報の充実 平成28年の熊本地震の際、システムを用いた罹災証明書発行窓口にて、免許証等の身分証明書を持参していない申請者の本人確認対応に職員が苦慮した経験から、本人確認の際に活用できる情報項目を充実させることで、窓口運営を効率化できる。</p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	本件においては委託を実施せず、区職員のみにより作業を実施する。
新規開発・追加・変更の時期	平成30年3月1日から同年3月31日までのうちの数日間

## 件名 被災者生活再建支援システムに係る運用支援・保守業務の委託について (情報項目の追加)

保有課(担当課)	危機管理課
登録業務の名称	被災者生活再建支援システムの管理
委託先	東日本電信電話株式会社
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>1 個人の範囲 新宿区民全員</p> <p>2 記録項目</p> <p>① 住民基本台帳データのうち、次に掲げる情報項目 住民番号、世帯番号、住民区分、消除フラグ、氏名、フリガナ、通称、通称フリガナ、併記名、併記名フリガナ、世帯主氏名、世帯主フリガナ、住所、方書、従前の住所、前住所方書、転出先の住所、転出先方書、戸籍の表示、性別、生年月日、続柄、住民基本台帳法第30条の45による区分(住民基本台帳の記載対象となる外国人の区分)、在留資格コード、住民票記載住民年月日、<u>異動事由コード</u>、<u>異動年月日</u>、<u>異動届出年月日</u> ※ 下線は今回追加する項目</p> <p>② 固定資産税関連情報のうち、次に掲げる項目</p> <p>(ア) 一般家屋ファイル及び区分所有家屋ファイルに係る情報項目 事務所コード、町名、丁目コード、地番コード、号コード、先コード、一棟コード本棟、一棟コード枝棟、物件番号、物件明細一棟コード本棟、物件明細一棟コード枝棟、主符棟コード、所在番号(街区番号)、所在番号(住居番号)、所在番号(枝番)、建物番号、家屋番号、所有者漢字氏名、所有者漢字都道府県名、所有者漢字区市郡名、所有者漢字住所、所有者漢字片書、所有者共有者数、登記種類用途コード、登記構造コード、登記屋根コード、登記地上階建、登記地下階建、登記居住階(自)、登記居住階(至)、登記床面積</p> <p>(イ) 共有者ファイル 事務所コード、町名、丁目コード、地番コード、号コード、先コード、一棟コード本棟、一棟コード枝棟、物件番号、共有者番号、共有者漢字氏名、共有者漢字都道府県名、共有者漢字区市郡名、共有者漢字住所、共有者漢字方書き、共有者持分分母、共有者持分分子</p> <p>(ウ) 登記種類用途コード、登記構造コード、登記屋根コード</p> <p>③ 住家のり災状況(り災家屋等の所在地、り災家屋等の種別、り災の程度)</p> <p>④ 建物被害認定調査の結果内容(住家の被害程度、見取図、現場写真)</p> <p>⑤ 生活再建支援業務の実施状況(支援事業名、支援対象者、支援内容、支援状況)</p> <p>3 記録するコンピュータ 被災者生活再建支援システム(危機管理課)</p>
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(被災者生活再建支援システムのサーバー)

委託理由	<p>本システムの運用、保守にあたっては、区職員が直接行うよりも専門ノウハウを有する事業者が行う方がよりの確かつ効率的に行うことができる。</p> <p>また、本当該システムの運用支援や保守は、開発事業者である上記委託先に行わせることが最も効率的である。当該事業者には実施できないため。</p>
委託の内容	資料6 2-2 契約仕様書(案)(抜粋)のとおり
委託の開始時期及び期限	平成30年4月16日から平成31年3月31日まで(次年度以降も、同様の委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約にあたり、仕様書に別紙「特記事項」を付す。</li> <li>2 受託事業者が作業を実施する際は、区職員が立ち会う。</li> <li>3 作業終了の都度、委託業務により保有した個人情報、区に返却させ、電子計算機に記録された個人情報は消去させる。</li> </ol>
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。</li> <li>2 本業務に係る個人情報は、区役所外へ持ち出させない。</li> <li>3 作業で使用した外部媒体は、作業終了後速やかに区に返却させる。</li> </ol>

## 特記事項

### (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

### (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

### (適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

### (本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

### (持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

### (適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

### (複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

### **(再委託の禁止)**

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

### **(資料等の返還等)**

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

### **(個人情報を取り扱う従事者の指定)**

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

### **(業務に関する報告)**

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

### **(監査等)**

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

### **(従事者に対する教育)**

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

### **(事故発生時等における報告)**

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

### **(公表等)**

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

### **(損害の賠償)**

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。